

2026年4月1日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題
改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正等により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂7版 (2024年9月9日発行)

ISBN 978-4-86783-148-9

※改訂内容は次頁以降に記載いたします。

改訂内容

改訂頁・行	改訂前（上段）・改訂後（下段）
P81 2 取引関連法規	<p>①下請法 <u>下請法（下請代金支払遅延等防止法）</u>は、下請代金の支払遅延等を防止することによって親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものにし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。そのため、親事業者が下請事業者から受領した日から起算して60日以内、かつ、できるかぎり短い期間内に代金を支払うように定めています。</p> <p>また、親事業者の下請業者に対する次のような行為を禁止しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者に責任がないのに、下請事業者からの受領を拒むこと ・ 下請代金を支払期日の経過した後も支払わないこと ・ 下請事業者に責任がないのに、下請代金の金額を減らすこと ・ 下請事業者に責任がないのに、下請事業者から受領した後、その物品を引き取らせること ・ 下請業者に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること ・ 下請代金の支払に一般の金融機関による割引が困難な手形を交付すること ・ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること ・ 下請事業者に責任がないのに、作業内容を変更させたり、給付をやり直させること など
	<p>①取適法（中小受託取引適正化法、旧・下請代金支払遅延等防止法） <u>取適法（中小受託取引適正化法）</u>は、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正なものにし、中小受託事業者の利益を保護することを目的としています。そのため、委託事業者が中小受託事業者から受領した日から起算して50日以内、かつ、できるかぎり短い期間内に代金を支払うように定めています。また、委託事業者の中小受託事業者に対する次のような行為を禁止しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小受託事業者に責任がないのに、中小受託事業者からの受領を拒むこと ・ 製造委託等代金を支払期日の経過した後も支払わないこと ・ 中小受託事業者に責任がないのに、製造委託等代金の金額を減らすこと ・ 中小受託事業者に責任がないのに、中小受託事業者から受領した後、その物品を引き取らせること ・ 中小受託業者に通常支払われる対価に比べて著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること ・ 製造委託等代金の支払に手形を交付すること ・ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること ・ 中小受託事業者に責任がないのに、作業内容を変更させたり、給付をやり直させること など

<p>P86</p> <p>2 情報倫理</p>	<p>①プロバイダ責任制限法 <u>プロバイダ責任制限法</u>は、インターネットや携帯電話の掲示板などで、プライバシーの侵害や、名誉棄損、著作権の侵害などの法律に違反する行為があった場合に、プロバイダが負うべき賠償責任の範囲や、法律に違反する行為を行った情報発信者の情報の開示を請求する権利（<u>発信者情報開示請求</u>）、権利を侵害する情報が発信された場合に当該権利侵害情報の削除を依頼する権利（<u>送信防止措置依頼</u>）などを定めた法律です。</p> <p>②情報流通プラットフォーム対処法 <u>情報流通プラットフォーム対処法</u>は、インターネットで利用される掲示板やSNSなどで、個人の権利の侵害や、名誉棄損、著作権の侵害などの法律に違反する行為があった場合に、それらを運営するプラットフォーム事業者（プロバイダやサイトの運営企業等）が負うべき賠償責任の範囲（権利の侵害を知らなかった場合は損害賠償責任が原則免除又は制限される）や、法律に違反する行為を行った情報発信者の情報の開示（<u>発信者情報開示</u>）や情報削除（<u>送信防止措置</u>）を請求する権利及び義務（権利侵害の被害者は情報発信者の情報開示を運営企業に求めることができ、運営企業は開示請求の対処結果を一定期間内に開示請求者に通知する義務がある）などを定めた法律です。</p>
<p>P86</p> <p>例題1-45の出典</p>	<p>IT パスポート 平成 23 年度秋 問 28</p> <p>IT パスポート 平成 23 年度秋 問 28 改</p>
<p>P86</p> <p>例題1-45の問題文</p>	<p>プロバイダ責任制限法によって、プロバイダの対応責任の対象となり得る事例はどれか。</p> <p>情報流通プラットフォーム対処法によって、プロバイダの対応責任の対象となり得る事例はどれか。</p>
<p>P86</p> <p>例題1-45の解説文 1行目～5行目</p>	<p>プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、その第1条で「この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。」と定めています。</p> <p>情報流通プラットフォーム対処法は、その第1条で「この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利についてき定める～」と定めています。</p>
<p>P495</p> <p>1 情報セキュリティの概念 10行目～15行目</p>	<p>そこで、わが国では2015年1月に、前年11月に成立したサイバーセキュリティ基本法に基づき、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」を、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC:National center of Incident readiness and Strategy forCybersecurity）」を設置し、安定的なサイバー空間の利用を可能にすべく対策に当たっています。</p> <p>そこで、わが国ではサイバーセキュリティ戦略本部や国家サイバー統括室（NCO: NationalCybersecurity Office、旧内閣サイバーセキュリティセンター（NISC））を設置し、安定的なサイバー空間の利用を可能にすべく対策に当たっています。</p>